

令和4年度「神奈川ME-BYOリビングラボ」募集要項

1 事業の目的

神奈川県では、超高齢社会を乗り越えるために、未病コンセプトに基づき県民の意識・行動変容と未病産業の持続的発展を促し、健康寿命の延伸を図るヘルスケア・ニューフロンティア政策を推進しています。

こうした中、県では、県民がより安心して未病改善の実践に取り組めるよう、地域や職域における健康課題の解決や新たな社会システムの構築に資する未病関連商品・サービスの事業化、産業化及び社会実装を促進する「神奈川ME-BYOリビングラボ」に取り組んでいます。

「神奈川ME-BYOリビングラボ」では、県が、アカデミアや県内市町村、CHO構想（健康経営）を実践する企業等と連携し、商品・サービスの機能・効果等を検証する実証フィールドのマッチングを支援するとともに、実証結果の評価を行います。

「神奈川ME-BYOリビングラボ」の活用を希望する事業者（以下、実証事業提案者という）は、以下の手続きにより応募するようにしてください。

2 募集（受付）期間

（1）事前面談

随時受け付けております。まずはお気軽にご相談ください。

（2）仮申込み

令和4年5月11日（火）から令和5年2月28日（火）まで

※ 令和5年度神奈川ME-BYOリビングラボの活用を予定する実証事業提案者については、下記（3）の本申込みの締切日（令和5年1月31日）経過後も、仮申込みを受け付けます。但し、神奈川ME-BYOリビングラボについては、来年度以降、制度変更等が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

（3）本申込み

令和5年1月31日（火）まで

※ 仮申込み後の専門委員の助言指導等を受けていない実証事業の本申込みは受け付けません。

※ 実証事業の採択状況により、期間中に募集を終了する場合があります。

3 募集条件

（1）対象事業

次の全ての要件を満たす事業

ア 県民の意識・行動変容につながる未病関連商品・サービス*1の機能・効果等を県内の実証フィールドで検証する実証事業であること（医薬品、医療機器及び再生医療等製品並びに体内摂取する食品や侵襲*2性の高い未病関連商品・サービスの検証を目的とした実証事業は除く。）

コロナ禍でも、未病改善に取り組可能な事業の提案を特に募集します。

次の領域に関する商品・サービスを重点分野とします。

- ① 健康に関する意識・行動変容
- ② 生活習慣（メタボリックシンドロームなど）
- ③ 生活機能（高齢者の運動機能など）
- ④ 認知機能
- ⑤ メンタルヘルス・ストレス

*1 「未病関連商品・サービス」とは、ICT や金融などの分野を含めた、広く未病の見える化や改善に資

する商品・サービスを指す。

*2「侵襲」とは、研究目的で行われる、穿刺、食品摂取、心的外傷に触れる質問等によって、参加者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。

- イ 倫理審査等の必要な手続きを完了した実証事業であること
- ウ 原則、実証事業の参加者に対して経済的負担を求めないこと

(2) 応募資格

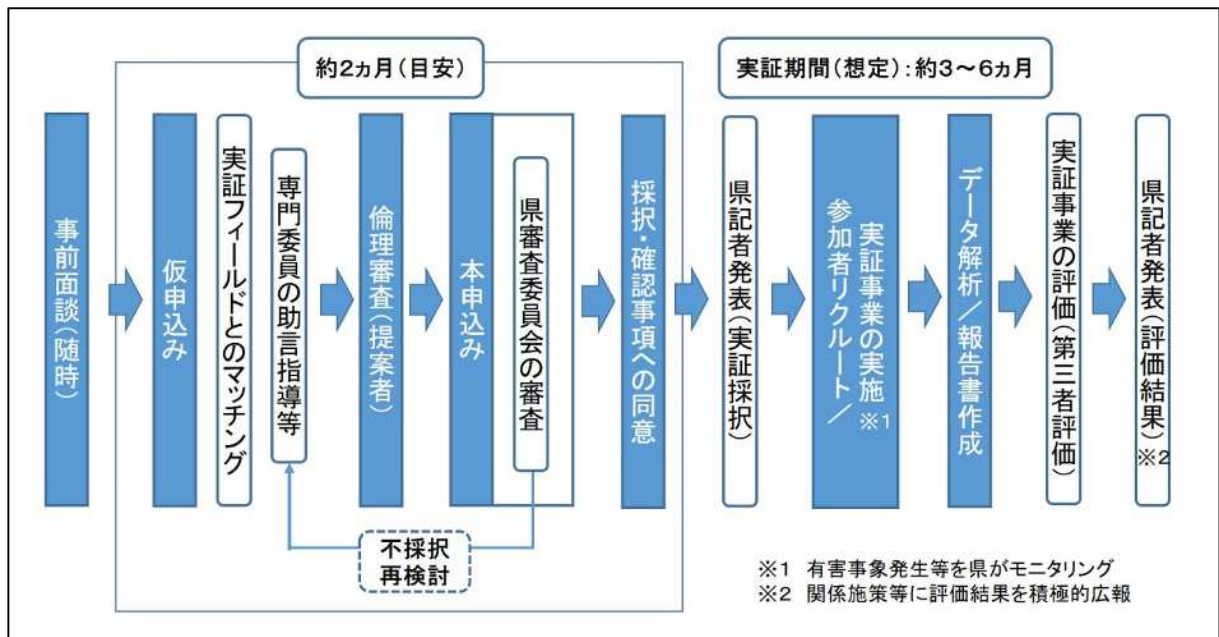
- ア 未病産業研究会の会員（法人）であること（入会予定を含む）
- イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- ウ 実証事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務体質を有すること
- エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと

※ 複数法人での共同事業の場合は、主に実証事業を行う法人が未病産業研究会の会員であり、代表して提案を行うこと。また、イからエの資格はすべての法人が満たすこと。

(3) 事業実施期間

- 4 (8) の確認事項の同意後、原則令和5年2月28日（火）まで

4 実施の流れ



(1) 事前面談

実証事業提案者の提案を基に、実証事業の実現に向けて神奈川県ME-BYOリビングラボ事務局（以下、リビングラボ事務局という）と協議し、提案を具体化させて仮申込みの見通しを立てます。

(2) 仮申込み

仮申込みは、次の書類をリビングラボ事務局に提出してください。

<仮申込み必要書類>

- ア 仮申込書（様式）
 - イ 実証事業提案者の企業パンフレット・会社概要
 - ウ 対象商品・サービスの概要書
 - エ 対象商品・サービスの機能性・安全性に関する書類※（科学論文、試験結果報告書等）
- ※既存の論文や報告書等がない場合は不要

実証事業提案者は、リビングラボ事務局との協議を踏まえて、実施計画書（仮）、参加者への説明文書・同意文書（仮）を作成し、（４）の専門委員助言指導の前までに、リビングラボ事務局に提出してください。

※「実施計画書」は様式を用いて、作成ガイドンスを参考に作成すること。「参加者への説明文書・同意文書」は必要に応じて参考様式及びガイドンスを用いて作成すること。

（３）実証フィールドとのマッチング

リビングラボ事務局は、仮申込みのあった実証事業提案者について、実証フィールド（市町村等）とのマッチング調整を開始します。

（４）専門委員助言指導

実証事業提案者は、実施計画書（仮）、参加者への説明文書・同意文書（仮）により、専門的知見を有する有識者（専門委員）の助言指導を受けます。（原則書面）

（５）倫理審査

実証事業提案者は、専門委員の助言指導を踏まえ、実施計画等について必要な修正を行った上で、実証事業提案者が選定した倫理審査委員会において、倫理審査を実施します。

（６）本申込み

本申込みは、次の書類をリビングラボ事務局に提出してください。

<本申込み必要書類>

- ア 本申込書（様式）
- イ 実施計画書（様式）
- ウ 倫理審査提出資料の写し（参加者への説明文書・同意文書を含む）
- エ 倫理審査の承認等が明記された資料の写し

（７）審査・採択

本申込みのあった実証事業については、神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室内に設置した「神奈川ME-BYOリビングラボ審査委員会」で審査を行い、結果を書面で通知します。

なお、審査は次の観点から総合的に判断して行います。

- ア 県民の未病改善（健康の維持増進）及び地域の健康課題解決における意義、有効性
- イ 参加者の負担度合、健康面の安全確保
- ウ 参加者の個人情報等の保護
- エ 実施計画の質及び透明性の確保
- オ 実施計画の実現の可能性、効果
- カ 実証事業で得られた成果の活用方法
- キ 未病産業の市場拡大とその波及効果

(8) 事業実施に係る確認事項への同意

実証事業提案者は、(7)の採択後、実証事業の実施における役割等を定めた事項について書面で確認し、同意します。

(9) 参加者の募集

実証事業提案者は、(8)の確認事項に基づき、実証フィールド(市町村等)と連携して実証事業の参加者の募集を開始します。また、神奈川県は記者発表等を通じて参加者の募集を支援します。

(10) 応募者の受付、参加者の選定、参加者への説明及び同意取得の実施

実証事業提案者は、応募者の受付、参加者の選定、参加者への実証事業の説明及び参加同意取得等を行います。

(11) 実証事業の開始

リビングラボ事務局と実証事業提案者はそれぞれ、実証事業に関する参加者からの相談に対応する窓口を開設し、実証事業を実施します。

(12) 進捗状況の報告

実証事業提案者は、(8)の確認事項に基づき、様式により毎月、実証事業の進捗状況等をリビングラボ事務局に報告してください。

また実証事業提案者は、実施計画書の変更が必要な事象や、計画書に定める中止基準に該当する事実が生じた場合には、速やかに神奈川ME-BYOリビングラボ事務局に報告してください。

(13) 結果の報告

実証事業提案者は、実証事業終了後速やかに実施報告書を作成し、リビングラボ事務局に実証事業の結果を報告します。なお、実施報告書や成果物については、必要な範囲内において県が広報活動等に使用することがあります。

※「実施報告書」は様式を用いて、作成ガイドンスを参考に作成すること。

(14) 実証事業の評価(第三者評価)

実証事業提案者の実施報告書については、専門的知見を有する有識者(専門委員)と神奈川ME-BYOリビングラボ審査委員会が評価し、評価内容を書面で通知します。

5 書類提出方法及びあて先

各申込み書類は以下のあて先に郵送、または電子データをメールで提出してください。

<あて先> 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1(神奈川県庁本庁舎3階)
神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室未病産業グループ(神奈川ME-BYOリビングラボ事務局)
<電子メール> livinglab.d67n@pref.kanagawa.lg.jp

<問合せ先>

神奈川県政策局
いのち・未来戦略本部室未病産業グループ
電話:045-210-2715(直通)